

新築や増築された方へ

家屋調査にご協力ください



家屋を新築または増改築した場合、固定資産税の課税根拠となる評価額を算出するため、家屋の調査が必要となります。

調査については、税務課職員が事前連絡のうえ、ご都合の良い日時にお伺いする予定ですが、都合上、事前連絡なしにお伺いする場合があります。

※入居前に調査を希望される方は、完成後お早めにご連絡ください。ご都合のよい日を相談のうえお伺いします。

家屋調査のご理解とご協力をお願いします。

専業主婦・主夫の年金が

改正されました



国民年金の切り替えの届出(3号から1号)が2年以上遅れたことのある方は、

すぐに手続きをしてください!

原則として20歳から60歳までのすべての方が「年金」に加入することになっていますが、会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者(専業主婦・第3号被保険者)は、保険料を納める必要はありません。

ただし、夫が退職したときや、妻自身の年収が増えたときなどは、届出(第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えの届出)をして、保険料を納めなくてはなりません。

この届出が2年以上遅れたことがある方は、2年より前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、年金の法律が改正され、このような方が手続き(特定期間該当届の提出)をすれば、「未納期間」が年金を受けとるための「受給資格期間」に算入できるようになりました。

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様です。